

再意見書

平成24年3月1日

情報通信行政・郵政行政審議会
電気通信事業部会長 殿

郵便番号 761-0195
かがわけんたかまつしかすがちよう
住 所 香川県高松市春日町1735番地3
かぶしきがいしゃえすていねっと
氏 名 株式会社STNet
こが よしたか
代表取締役社長 古賀 良隆
電話番号
FAX番号
電子メールアドレス

(担当 :)

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成24年1月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり再意見を提出します。

平成24年2月16日付けで募集されました「平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改定（補正）に対する再意見」を以下のとおり提出します。

意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
提出された意見内容 (該当箇所1)	1ページ 【総論】 まず、「加入光ファイバ接続料」については、「次世代ネットワークに係る接続ルールの在り方について」答申(平成20年3月27日)において、NTT東西殿を含めたOSU共用による分岐端末回線単位での接続料設定は時期尚早との結果となりました。しかしながら、分岐端末回線単位での接続が先送りされた結果、その後光アクセスサービス市場は、NTT東西殿の独占が強まった等、競争環境は後退の一途をたどっていることを考慮すると、NTT東西殿利用部門と接続事業者との間で1ユーザ当たりのコストが同等となるよう、NTT東西殿を含めたOSU共用による分岐端末回線単位での接続料設定が必須であると考えます。
上記の意見内容に対する再意見	<p>ソフトバンクBB株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社殿、ソフトバンクモバイル株式会社殿（以下、「ソフトバンクグループ殿」といいます）が加入光ファイバ接続料に関して提出されている「NTT東西殿を含めたOSU共用による分岐端末回線単位での接続料設定が必須」との意見に強く反対します。</p> <p>ブロードバンド市場においては、NTT東西殿と接続事業者だけでなく、光ファイバ等の設備を自ら敷設してサービスを提供しているCATV事業者や地域系通信事業者（以下「設備事業者」といいます）が存在し、サービス面だけでなく、サービスのベースとなる設備面での競争も繰り広げています。</p> <p>しかしながらソフトバンクグループ殿の考え方は「NTT東西殿利用部門と接続事業者との間で1ユーザあたりのコストが同等となる」ことを目的としていることから分かるように、NTT東西殿と接続事業者間の競争だけを念頭においたものであり、競争環境のもう一つの面である設備競争の枠組みが欠落しています。</p> <p>すなわち光ファイバ等の設備を自社で建設・保有してサービスを行なっている設備事業者は、その光ファイバ等をサービス提供に利用しているか否かを問わずそのコストをすべて負担しています。それに対して、ソフトバンクグループ殿の提案のようにOSU共用方式を導入することで未利用部分のコスト負担を軽減しようとする考え方は、設備事業者との間で著しく公平性を欠くことは明らかなです。</p> <p>もし設備競争を阻害するような内容の分岐単位接続料を導入した場合には、設備事業者は不利な競争環境におかれてしまい、公正な設備競争および設備をベースとしたサービス競争が損なわれることから、サービスの画一化や新しい技術開発の停滞を招き、結果的にブロードバンドサービスの普及・発展が阻害される懸念があります。</p> <p>したがって接続事業者と設備事業者の間でも公正な競争条件になるように、接続料は一芯単位に設定されるべきであると考えます。</p> <p>平成23年10月以降接続委員会で検討されている分岐単位接続料についても、弊社はこうした「設備競争が不可欠である」との考え方を堅持したうえで接続料設定に関する検討をお願いしたいと考えております。</p> <p>もし仮に主端末回線接続料算定方式における「エントリーメニュー」を導入する場合にあっても、設備事業者が光ファイバ設備を自ら構築し、または接続事業者が既にNTT東西殿から加入光ファイバを借りてFTTHサービスを提供している「競争地域」は導入対象地域としないなどの競争環境を阻害しないための措置は不可欠であると考えます。</p>

意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
提出された 意見内容 (該当箇所2)	2ページ 【各論】 2. 乖離額調整について 基本的な考え方として、将来原価方式は、申請者であるNTT東西殿が自らの情報や経営判断等に基づき、需要と費用を予測して接続料を算定する方法であり、予測と実績との乖離は将来予測を行った申請者自らが責任を負うべきものであるため、乖離額調整制度は本来認められるべきものではありません。仮に、乖離額調整を認めた場合、NTT東西殿は実績コストの回収が担保されることになるため、NTT東西殿にネットワーク整備に係る効率化インセンティブを持たせることができないという問題が生じることから、乖離額調整制度の恒常的な実施は認められるものではないと考えます。
上記の意見内容 に対する再意見	<p>ソフトバンクBB株式会社殿、ソフトバンクテレコム株式会社殿、ソフトバンクモバイル株式会社殿（以下「ソフトバンクグループ殿」といいます）が提出されている「加入光ファイバ接続料における乖離額調整制度は認められるべきものではない」との意見に強く反対します。</p> <p>市場や競争環境の変化が激しいブロードバンド市場において地域系通信事業者やCATV事業者など自ら光ファイバ等の設備を構築してサービスを提供している事業者（以下、「設備事業者」といいます）は、経済合理的な観点に立って光ファイバ等の設備構築を行ない、企業会計原則に則って現実の設備状況を反映した料金設定を行なっています。</p> <p>したがって公正な設備競争、ひいてはサービス競争環境を確保するために、弊社は接続料の設定について、将来予想と現実の設備状況や利用状況との食い違いの大きい「将来原価方式」ではなく、設備の実態や需要の現状をそのまま反映する「実績原価方式」が望ましいと考えております。</p> <p>「将来原価方式」の場合には、例えば前提となる需要想定が実態よりも高く織り込まれる等によって、結果的に接続料が「低位に」設定されれば、設備事業者にとっては不利な競争条件を強いられることとなります。これによってNTT東西殿および接続事業者を合わせたシェアがさらに拡大して、設備面でのNTT東西殿の独占状態をもたらし、ひいてはサービスの画一化や新しい技術開発の停滞を招き、結果的にブロードバンドサービスの普及・発展が阻害される懸念があります。</p> <p>したがって現実の設備利用の状況を速やかに料金に反映することができる「乖離額調整制度」が不可欠であると考えます。</p>

意見提出者	イー・アクセス株式会社
提出された 意見内容 (該当箇所1)	<p>2ページ</p> <p>【乖離額調整制度について】</p> <p>将来原価方式における乖離額調整制度については、NTT東西殿のコスト削減インセンティブが働かないこと、接続事業者のコスト予見性が担保されず、利用者料金低廉化の妨げとなりうることから、<u>制度の廃止又は見直しを検討すべき</u>と考えます。</p>
上記の意見内容 に対する再意見	<p>イー・アクセス株式会社殿（以下、「イー・アクセス殿」といいます）が提出されている「加入光ファイバ接続料における乖離額調整制度は制度の廃止又は見直しを検討すべき」との意見に強く反対します。</p> <p>市場や競争環境の変化が激しいブロードバンド市場において地域系通信事業者やCATV事業者など自ら光ファイバ等の設備を構築してサービスを提供している事業者（以下、「設備事業者」といいます）は、経済合理的な観点に立って光ファイバ等の設備構築を行ない、企業会計原則に則って現実の設備状況を反映した料金設定を行なっています。</p> <p>したがって公正な設備競争、ひいてはサービス競争環境を確保するために、弊社は接続料の設定について、将来予想と現実の設備状況や利用状況との食い違いの大きい「将来原価方式」ではなく、設備の実態や需要の現状をそのまま反映する「実績原価方式」が望ましいと考えております。</p> <p>「将来原価方式」の場合には、例えば前提となる需要想定が実態よりも高く織り込まれる等によって、結果的に接続料が「低位に」設定されれば、設備事業者にとっては不利な競争条件を強いられることとなります。これによってNTT東西殿および接続事業者を合わせたシェアがさらに拡大して、設備面でのNTT東西殿の独占状態をもたらし、ひいてはサービスの画一化や新しい技術開発の停滞を招き、結果的にブロードバンドサービスの普及・発展が阻害される懸念があります。</p> <p>したがって現実の設備利用の状況を速やかに料金に反映することができる「乖離額調整制度」が不可欠であると考えます。</p>

意見提出者	イー・アクセス株式会社
提出された 意見内容 (該当箇所2)	<p>3ページ</p> <p>【分岐単位接続料の実現について】</p> <p>現在、接続委員会にて、ファイバシェアリング等OSU共用に加えOSU専用も含めた実現方式が多角的に検討されていますが、サービス競争の活性化及びその結果実現される利用者料金の低廉化と利便性向上の実現には、分岐単位接続料の設定は必要不可欠と考えます。</p> <p>なお、分岐単位接続料を設定するにあたり、一部の既存事業者からはNTT東西殿にコストをつけ回す問題があるとの見解がありますが、本来、将来原価方式は乖離額調整制度が認められていないにも関わらず、加入光ファイバはNTT東西殿たつての要望により特例として認められており、コスト回収が可能なルールになっています。分岐単位接続料を設定した場合でも、加入光ファイバ1芯単位と同様に、乖離額調整制度等によるコスト回収の手段があること、並びに接続料の設定方法によっても回避が可能になることから、そもそもコストのつけ回しとは言えず、分岐単位接続料の導入を反対する理由にはならないと考えます。</p>
上記の意見内容 に対する再意見	<p>イー・アクセス株式会社殿（以下、「イー・アクセス殿」といいます）が加入光ファイバ接続料に関して提出されている「分岐単位接続料の設定は必要不可欠」との意見に強く反対します。</p> <p>ブロードバンド市場においては、NTT東西殿と接続事業者だけでなく、光ファイバ等の設備を自ら敷設してサービスを提供しているCATV事業者や地域系通信事業者（以下、「設備事業者」といいます）が存在し、サービス面だけでなく、サービスのベースとなる設備面での競争も繰り広げています。</p> <p>しかしながらイー・アクセス殿の意見には設備競争の枠組みが欠落しており、分岐単位接続料の設定が競争環境を歪め、接続事業者と設備事業者との間に生まれる不公平な競争環境については言及されていません。</p> <p>すなわち光ファイバ等の設備を自社で建設・保有してサービスを行なっている設備事業者は、その光ファイバ等をサービス提供に利用しているか否かを問わずそのコストをすべて負担しています。それに対して、一部の接続事業者が主張する分岐単位接続料の考え方は、現実にはコストが発生しているにも関わらず、未利用部分のコストを負担しないことで利用部分の接続料を軽減しようとするもので、接続事業者と設備事業者との間で著しく公平性を欠くことは明らかです。</p> <p>もし設備競争を阻害するような内容の分岐単位接続料を導入した場合には、設備事業者は不利な競争環境におかれてしまい、公正な設備競争および設備をベースとしたサービス競争が損なわれることから、サービスの画一化や新しい技術開発の停滞を招き、結果的にブロードバンドサービスの普及・発展が阻害される懸念があります。</p> <p>したがって接続事業者と設備事業者の間でも公正な競争条件になるように、接続料は一芯単位に設定されるべきであると考えます。</p> <p>平成23年10月以降接続委員会で検討されている分岐単位接続料についても、弊社はこうした「設備競争が不可欠である」との考え方を堅持したうえで接続料設定に関する検討をお願いしたいと考えております。</p> <p>もし仮に主端末回線接続料算定方式における「エントリーメニュー」を導入する場合であっても、設備事業者が光ファイバ設備を自ら構築し、または接続事業者が既にNTT東西殿から加入光ファイバを借りてFTTHサービスを提供している「競争地域」は導入対象地域としないなどの競争環境を阻害しないための措置は不可欠であると考えます。</p>